

支払いただきます。この場合の計算方法は、1年365日とした日割り計算とします。ただし、お支払方法が2回払い、ボーナス一括払い、分割払いの場合は、当該遅延損害金は分割支払金の残金に対し商法定利率(年6.00%)を乗じた額を超えないものとします。

## 第11条〔届出事項の変更〕

会員は、当社に届出の法人の名称または代表者、住所、電話番号（連絡先）、お支払預貯金口座、使用者等に変更が生じた場合、遅滞なく当社宛に所定の届出方法により手続きしていただきます。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話等での連絡により届出することもできます。使用者変更の場合は、同時に該当のカードを当社に返還していただきます。

2. 前項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他のものが延着、あるいは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、届出事項の変更を行っていないことについてやむをえない事情がある時は、この限りではないものとします。

## 第12条〔カードの再発行〕

カードが、紛失・盗難・破損等により使用不能となった場合は、所定の手続きをしていただき当社が適当と認めた場合に限りカードを再発行します。

## 第13条(退会・利用停止・会員資格の取り消しについて)

会員は自己の都合により退会するときは、当社所定の届出をするものとします。この場合、当社に対する債務の全額を完済したときをもって退会したものとします。

2. 会員が以下のいずれかの事由に該当したときは、当社は会員に通知することなく、会員に貸与するすべてのカードの利用停止または会員資格の取り消しを行うことができるものとし、加盟店に該当カードの無効を通知する場合があります。会員は、当社あるいは加盟店等がカードの返却を求めた場合は、すみやかに返却するものとします。

- (1) 第9条のいずれかに該当した場合。
- (2) 会員が、カードの申し込みもしくはその他当社への届出等で虚偽の申告をした場合。
- (3) 会員の委任を受けた弁護士または司法書士からの債務整理等の受任通知があった場合など、会員の信用状況が著しく悪化または悪化の恐れがあると当社が判断した場合。
- (4) カードの偽造・盗難が発生またはその恐れがあると当社が判断した場合。
- (5) カードの利用状況が適当でないとして当社が判断した場合。
- (6) 住所の変更を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の住所が不明となり、当社が会員への通知・連絡が不能と判断した場合。
- (7) 会員が、当社に対する債務の約定支払いを怠った場合。
- (8) 本規約のいずれかに違反した場合。
- (9) その他、当社が会員として不適格と判断した場合。

3. 本条第2項の場合は、第7条に定める支払日にかかわらず、会員は一切の未払債務をただちに支払うものとします。なお、当社が認めた場合はこの限りでないものとします。

4. 退会あるいは会員資格の取り消しとなった場合は、カードはすみやかに当社に返却するものとします。

## 第14条〔規約の改定〕

本規約を改定する場合は、当社はその内容を公表または会員に通知します。なお、本規約が改定され、その改定内容が会員に公表または通知された後に会員または使用者がカードをご利用した場合には、会員は、その改定を承認したとみなされることに異議ないものとします。

## 第15条〔手数料率・利率の変更〕

当社は、金融情勢の変化などにより、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用にかかる手数料率、および利率(遅延損害金利率を含む)を変更することがあります。この場合、ショッピングリボ利用の手数料率、利率は利用残高の全額に対して適用されます。

## 第16条〔合意管轄裁判所〕

会員は、本契約について紛争が生じた場合訴額のいかにかわらず、会員の所在地、購入地、および当社の本社、各支店、各営業所を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 第17条〔準拠法〕

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用される

ものとします。

## 第18条〔犯罪収益移転防止法に基づく本人確認の同意〕

「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づく本人確認が当社所定の期間に完了しない場合は、入会をお断りすることや、各種サービスの利用を制限することがあります。

## 第19条〔債権譲渡〕

会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本規約に基づく会員のカード利用により生ずる債権を金融機関またはその関連会社、特定目的会社、債権回収会社等の第三者に担保に入れ、または譲渡すること、および当社が債権を再び譲り受けることを予め承諾するものとします。

## 第20条(反社会的勢力の排除)

カードお申込人および会員は、会員および使用者が(申込人、会員、使用者を以下「会員等」という)、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員(暴力団(その団体の構成員またはその団体の構成団体の構成員が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)の構成員)および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (2) 暴力団準構成員(暴力団員以外で、暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)
- (3) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)に属する者
- (4) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
- (5) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
- (6) 特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中枢となっている集団または個人)
- (7) 前各号の共生者
- (8) その他前各号に準ずる者

2. 会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 会員等が第1項もしくは第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員等に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員等はこれに応じるものとしす。

4. 当社は、会員等が第1項もしくは第2項の規定に違反している疑いがあると認められる場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶、または本規約に基づくカードの利用を一時的に停止することができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとしす。

5. 会員等が、第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員等は当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の不払債務を直ちに支払うものとしす。

6. 前項の規定の適用により、当社に損失、損害または費用（以下「損害等」といいます）が生じた場合には、会員等は、これを賠償する責任を負うものとしす。また、前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合にも、会員等は、当該損害等について当社に請求をしないものとしす。

7. 第5項の規定により本契約を解除した場合でも、当社に対する不払債務があるときは、それが完済されるまでは本規約の各条項が適用されるものとしす。



## ショッピング利用条項

### 第21条(カードの利用)

- 会員および使用者は、当社が契約した加盟店でカードを提示し所定のクレジット利用伝票(以下、「売上票」という。)に署名(カード署名欄の署名と同一署名)をすることにより、商品・権利の購入または役務の提供等を受けることができます。なお、当社が適当と認めた加盟店については売上票等の署名を省略すること、あるいは署名に代えて暗証番号の端末機等への入力によって商品・権利の購入または役務の提供等を受けることができます。
2. ショッピング1回あたりの利用可能枠は、当社が別に定めた金額までとします。なお、ご利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この可能枠を超えて利用できます。
3. カードの利用に際して、利用金額、購入商品や提供を受けられる役務の内容等によっては当社の承認が必要になります。この場合、会員は加盟店が当社に対してカード利用に関する照会を行なうことを予め承諾するものとします。なお、当社は、会員および使用者のカード利用を適当でないと判断した場合にはカードの利用をお断りすることがあります。また、貴金属・金券類等の一部の商品については、カードの利用を制限させていただく場合があります。
4. 会員は、当社が、会員のカード利用代金について、加盟店に対して立替払いすることあるいは加盟店より債権譲渡されることをあらかじめ承認するものとします。
5. 当社は、会員および使用者のカード利用が本規約に違反する場合、違反するおそれがある場合、その他当社が適当でないと判断した場合には、カードの利用を断ることができるものとします。

### 第22条(債権譲渡)

- 会員は、カード利用により生じた、加盟店の会員に対する債権の全額を当社に譲渡することについて予め承諾していただきます。また、債権譲渡の時期、方法は当社の任意とします。
2. 前項により、当社が譲り受ける債権額は、売上票の合計金額とします。なお、通信販売等の場合は、当該商品またはサービスの表示価格の送料等の合計金額とします。

### 第23条(支払方式)

- 会員は、カードによる商品・サービスの購入代金の支払方式についてカード利用の際に1回払いを指定していただきます。
2. 前項によるショッピングご利用代金の支払いは、締切日までのご利用代金を翌月に一括でお支払いいただきます。

### 第24条(商品の所有権)

- 商品の所有権は、カードによる商品の購入により生じた加盟店の会員に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかる債務が完済されるまで当社に留保されることを承諾していただきます。

### 第25条(見本・カタログ等と現物の相違)

- 会員が、加盟店に対して見本・カタログなどにより申込をした場合において、引き渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品の交換を申し出るか、または当該売買契約の解除することができます。

### 第26条(支払停止の抗弁)

- 会員は、下記の事由が存するときには、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品について、支払いを停止できるものとします。
- ①商品の引渡しまたは役務の提供(権利の行使による役務の提供も含む。)がなされないこと。
- ②商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵(欠陥)があること。
- ③その他商品の販売や役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。
2. 当社は、会員が前項の支払いの停止を行なう旨を当社に申し出たときはただちに所要の手続きをとるものとします。
3. 会員は、本条第2項の申し出をするときは、あらかじめ本条第1項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、本条第2項の申し出をするときは、速やかに本条第1項の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと)を当社に提出するよう努めていただきます。また、当社が本条第1項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとし

- ます。
5. 本条第1項の規定に関わらず次のいずれかに該当するときは、お支払いを停止することはできないものとします。
- ①商品等の購入が割賦販売法の適用がないか、割賦販売法第三十五条の三の六十第一項に規定される適用除外条件に該当するとき。
- ②カードショッピングの方法が2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いまたは分割払いでないとき。
- ③リボルビング払いで利用した1回のカード利用にかかる現金価格の合計が38,000円に満たないとき。
- ④役務、飲食の提供を受けるためにカードを利用したとき、および割賦販売法に規定される指定商品、指定役務、指定権利でないとき。
- ⑤カードショッピングの方法が2回払い、ボーナス一括払い、分割払いご利用の場合で、1回のカード利用にかかる支払額が40,000円未満のとき。
- ⑥会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
6. 会員は、当社がご利用代金の残高から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のご利用代金のお支払いを継続していただきます。

## 個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

### 第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

- 本人会員予定者および本人会員(以下「会員等」という)は、本契約(本同意条項を含み、株式会社UCS(以下「当社」という)とのクレジットカード発行契約をいう)を含む当社との取引の与信判断および与後の管理(以下、与信業務という)のため、以下の情報(以下これらを総称して『個人情報』という)を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。
- ①所定の申込書等に会員等が記載した会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況、Eメールアドレス、その他会員等が申告した事項およびその変更事項
- ②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、契約を特定するに足りる番号・記号・その他の符号、契約の数量・単位等契約に関する情報
- ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
- ④本契約に関する会員等の支払能力・返済能力を調査するためまたは支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- ⑤会員等との通話情報
- ⑥官報や電話帳等一般に公開されている情報
- ⑦「犯罪収益移転防止法」、「貸金業法」および「割賦販売法」に基づいて、会員等の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
- ⑧本申込みに関する与信業務および本人確認のため、当社が必要と認めた場合には、会員等の住民票等を当社が取得し、利用することにより得た情報
2. 当社が本契約に関する与信業務の一部または全部を委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が利用することがあります。
- 与信業務の一部または全部について委託先企業は以下の通りです。
- ・ジェービーエヌ債権回収株式会社
- ・ニッテレ債権回収株式会社
- ・オリファサービス債権回収株式会社
3. 当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することがあります。

なお、上記の当社の事業内容は、クレジットカード事業、包括信用購入

あっせん事業、前払式支払手段事業、ショッピングクレジット事業、融資事業、融資代行業業、保険代理店事業、通信販売事業、旅行事業、リース事業、財産形成事業、住宅ローンの仲介事業、レンタカー事業、資金移動事業、その他会社の目的として登記している事業および上記の事業に附帯する事業です。

### 第3条(個人情報の共同利用)

- 会員等は、当社および下記に掲げるグループ企業が第1条第1項①②の個人情報を保護措置を講じた上で以下の目的により共同して利用すること(以下「共同利用」という)に同意します。
- (1)ポイントサービスの提供等のため
- (2)グループ企業が取扱う商品・役務等の開発および市場調査(マーケティング調査やアンケート調査等)のため
- (3)グループ企業が取扱う商品・役務等の営業企画等のご案内のため
- グループ企業
- ①ユニー・ファミリー・マートホールディングス株式会社
- ②ユニー株式会社
- ③株式会社ファミリーマート
- ④その他グループ企業(グループ企業については、当社ホームページで掲載しております。URL <https://www.ucscard.co.jp>)
2. 上記1項の提供・利用期間は、原則として本契約終了日から5年以内とします。

### 第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 会員等は、当社および第3条で記載する個人信用情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。当社が保有する自己に関する個人情報ならびに第3条に関する個人情報の開示を求める場合には、第8条記載の窓口につながってください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。
2. 万一、当社の登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

### 第5条(本同意条項に不同意の場合)

- 当社は、会員等が本契約の必要な記載事項(申込書表面で会員等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約の申込みをお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条または第3条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約の締結をお断りすることはありません。

### 第6条(利用・共同利用中止の申出)

- 本同意条項第2条および第3条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、共同利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、共同利用を中止する措置をとります。ただし、利用明細書等業務上必要な書類に同封される宣伝物・印刷物については、この限りではありません。

### 第7条(問い合わせ窓口)

- 個人情報の開示・訂正・削除の会員等の個人情報に関するお問い合わせや利用・共同利用中止の申出等に関しましては、下記の当社お客様相談室までお願いします。
- 〒492-8686 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
- お客様相談室 TEL.0587-30-5000

### 第8条(本契約が不成立の場合)

- 本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実、第1条および第3条第2項①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

- [お問い合わせ・相談窓口]
- 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店へお尋ねください。
2. お支払、本規約第26条の支払停止の抗弁権に関する書面については、株式会社UCS お客様相談室までお尋ねください。
- 〒492-8686 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
- TEL.0587-30-5000

## UCSカード盗難保障制度規約

### 第1条(損害の補填)

- 会員は、株式会社UCS(以下「当社」という)が発行するカードが紛失・盗難等により、保障期間中に他人に不正使用された場合、これにより被った損害の補填を本規約に従い受けることができます。

### 第2条(保障期間)

- (1)本制度の保障期間は本制度加入の日から1年間とします。
- (2)本制度への加入は、カード入会と同時に自動的に加入するものとし、会員資格を喪失するまでの間毎年自動的に更新します。

### 第3条(カードの紛失・盗難等の届出と損害の補填範囲)

- 会員または使用者は当社から貸与を受けたカードを紛失したり盗難等にあったときは、ただちに当社に電話などにより連絡のうえ当社および最寄りの警察へそれぞれ「紛失・盗難届」を提出していただきます。なお、会員または使用者は当社が事故の防止や究明を目的として必要と認めた事項を警察へ届出ることにより第三者に利用された損害は、当社が加入するカード盗難保険(以下「保険」という)の保険約款の定めるところにより、その損害額の全部もしくは一部が保険により補填されます。
2. 会員または使用者は、カードの紛失・盗難等による損害が発生したときは、当社が請求する書類を遅延なく当社に提出していただきます。また、当社および当社の委託を受けた者がその損害状況などの調査を行う場合は、会員または使用者はこれに協力していただきます。
3. カードの紛失・盗難等の事由により第三者に利用された損害は、当社が加入するカード盗難保険(以下「保険」という)の保険約款の定めるところにより、その損害額の全部もしくは一部が保険により補填されます。

### 第4条(補填されない損害)

- 会員は、第3条の定めに関わらず、以下のいずれかに該当する場合はその損害について補填を受けることができません。
- ①会員または使用者の故意または重大な過失に起因する損害。
- ②使用者の家族、同居人、留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする方など、会員または使用者の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用した場合。
- ③本規約第3条の紛失・盗難などの連絡を当社が受理した日の61日以前に生じたカード紛失・盗難等に起因する損害。
- ④戦争・地震など著しい混乱に乗じて行われた紛失・盗難等に起因する損害。
- ⑤UCS・Sカード会員規約第13条に定める退会ならびに会員資格の取消がされた以降の紛失・盗難等に起因する損害。
- ⑥会員または使用者が、UCS・Sカード会員規約第2条に違反している状況において、紛失・盗難が生じた場合。
- ⑦UCS・Sカード会員規約第4条第2項に該当した場合。
- ⑧カード署名欄に自署でサインがなされていない場合。
- ⑨会員または使用者が、本規約に違反している場合、または違反している状況で生じた紛失や盗難の場合。
- ⑩会員または使用者が当社および保険会社の請求する書類を提出しなかったり、当社および保険会社が行う被害状況の調査に協力せず、または損害防止軽減のための努力をしなかった場合。
- ⑪会員規約にある年会費およびカード盗難保障料の支払を怠ったとき以降の紛失・盗難等に起因する損害。

### 第5条(損害補填の手続・調査)

- 会員または使用者は、カードの紛失・盗難等による損害を知ったときは30日以内に損害状況などを記入した損害報告書、警察署の盗難届出証明書または被害届出証明書など、当社および保険会社が定める書類を当社および保険会社に提出するものとします。
2. 当社および保険会社が本条第1項の損害状況などの調査を行う場合、会員はこれに協力するものとします。